

役職員の利益相反防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人碧いびわ湖（以下「当法人」という。）の倫理規程第6条に規定する「利益相反に該当する事項」についての役職員の自己申告に関し必要な事項についての補足事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当法人の役職員に対して適用する。

(改廃)

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第2章 役職員の利益相反防止のための自己申告等

(自己申告)

- 第4条 当法人の役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任または就職後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、当法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係することによってかかる可能性が生ずる場合を含む）に関しても前項と同様とする。
 - 3 役職員は、原則として、別紙に掲げる利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。
 - 4 代表理事が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを専務理事に対して行うものとする。

(定期申告)

第5条 役職員は、毎年3月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について代表理事に書面で申告するものとする。（代表理事は専務理事に対して行う）

(申告後の対応)

第6条 前2条の規定に基づく申告を受けた代表理事(但し、申告を行った者が代表理事の場合は専務理事)は、申告内容の確認を徹底した上、他の理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

附則

この規程は、2022年6月27日から施行する。(2022年6月27日理事会議決)

附則

この規程の変更は、2022年11月10日から施行する。(2022年11月10日理事会議決)

(別紙)

利益相反に相当する行為

- ① 助成事業を行う場合の助成先団体、事業を行う場合の協働団体、外部委託先又は仕入れ先、寄付を行う場合の寄付先（以下「重要な利害関係先」という。）の役職員又は重要な使用人に就任すること。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- ② 重要な利害関係先又はその役職員若しくはその重要な使用人から金銭、物品の贈与（祝儀、香典等で社会通念上過剰なものでないものは除く）、金銭の貸付（業として行われる金銭の貸付で、通常の利率以上によるものは除く）を受けること。
- ③ 重要な利害関係先又はその役職員若しくはその重要な使用人から接待供応を受けること。
- ④ 助成事業を行う場合の助成先団体の役職員や、事業協力団体の関係者に対し、特別な利益を与えること。
- ⑤ その他重要な利害関係先又はその役職員若しくはその重要な使用人から便益の提供、便宜供与を受けること。

以上